



産業廃棄物税

産業廃棄物の排出の抑制とリサイクルを促進し、循環型社会の形成を目指すための諸施策を実施するために使われる税金であり、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

納める人

産業廃棄物を排出する事業者で、県内に所在する最終処分場へ産業廃棄物の最終処分(埋立)を委託した事業者(中間処理業者を含む)又は自ら設置する最終処分場で最終処分(埋立)を行う事業者です。

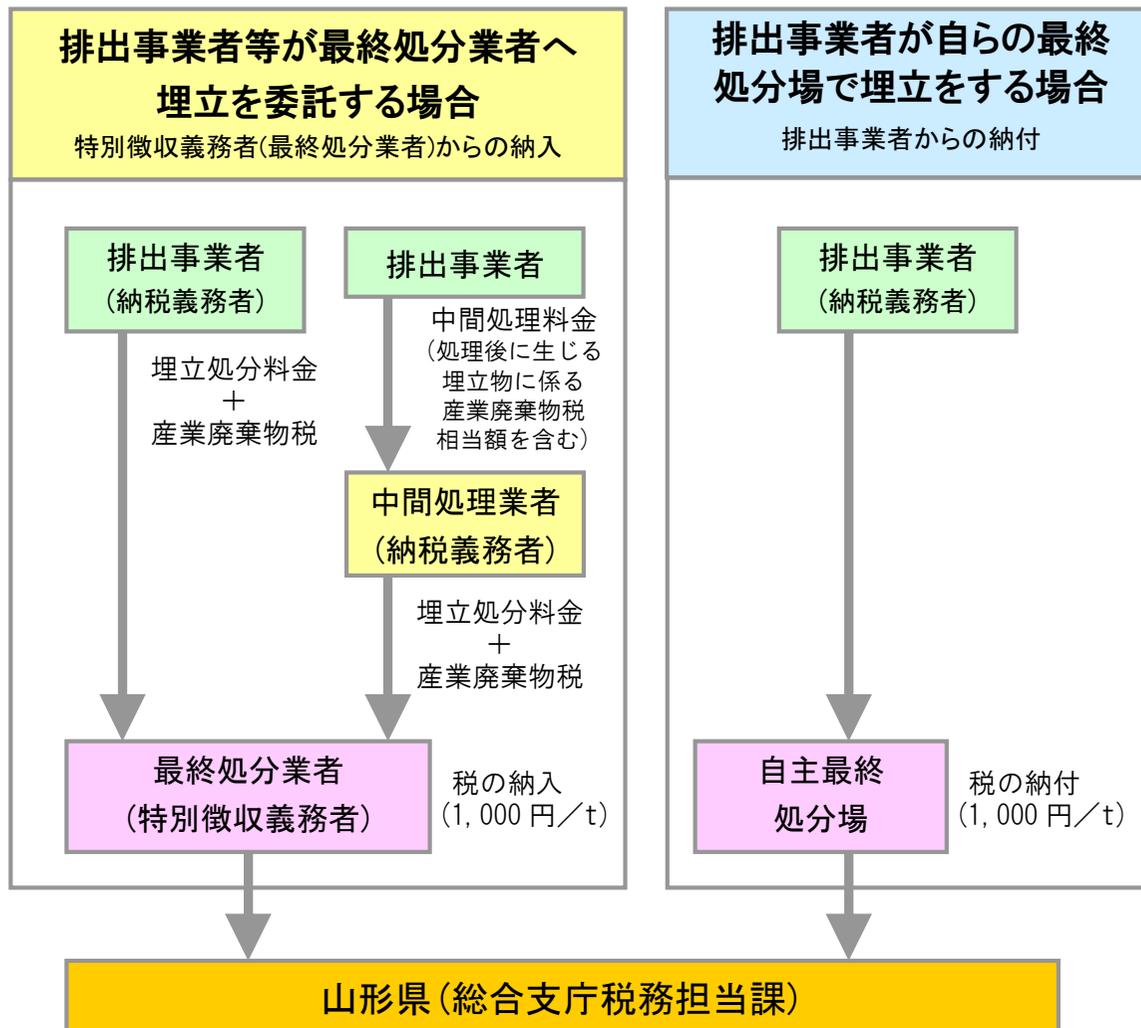
納める額

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき、1,000円です。

申告と納税

最終処分業者の方が、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者・中間処理業者の方から、搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

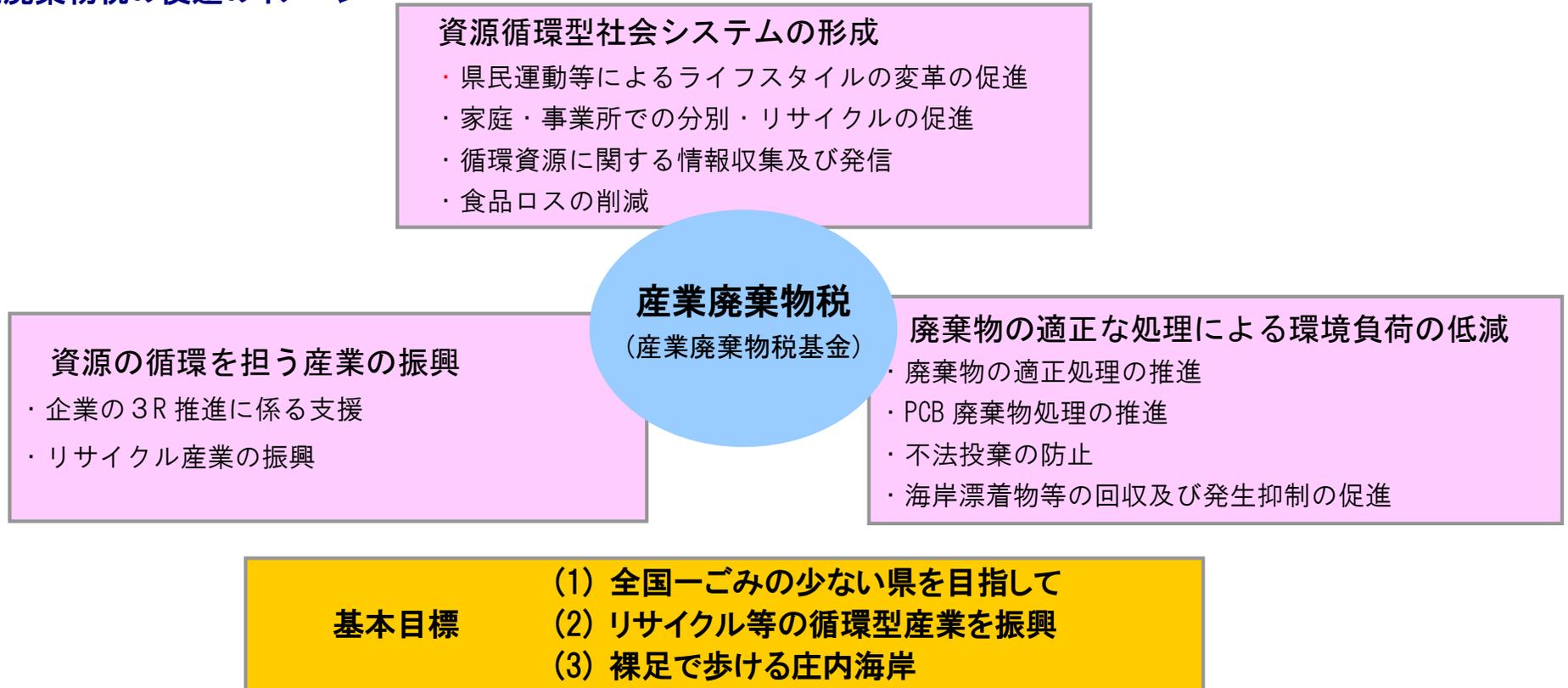
また、排出事業者の方が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、排出事業者の方が税を申告納付します。



税の使途

産業廃棄物税は、①資源循環型社会システムの形成 ②資源の循環を担う産業の振興 ③廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減を柱とした施策実施のための財源として活用されます。

◎産業廃棄物税の使途のイメージ



産業廃棄物税基金を設置して、他の財源と区別したり、税の使途について県の広報やホームページでお知らせするなどして、透明性を確保しています。